

改正案	現行
<p>（差押えの手続及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの）次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行つ。</p> <p>2、4（略）</p> <p>（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条の二 振替社債等の差押えは、第三債務者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等（社債等の振替に関する法律（第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。））に対する債権差押通知書の送達により行つ。</p> <p>2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。</p> <p>3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が振替機関等に送達さ</p>	<p>（差押の手続及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権の差押は、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行つ。</p> <p>2、4（略）</p> <p>（新設）</p>

れた時に生ずる。